

第6回 第九次東大和市男女共同参画推進審議会 会議録（概要）

日 時	令和4年8月18日（木曜日）午後7時～9時00分
場 所	会議棟第1会議室
出席委員	外池委員、西委員、渡瀬委員、岡田委員、奥田委員、 佐近委員、野口委員、濱田(綾)委員、濱田(裕)委員
欠席委員	杉野委員、内田委員、鈴木委員
事務局	市民環境部長、地域振興課長、人権・共同参画係
会議の種別	公開
傍聴者数	1名
会議次第	別紙のとおり
事前配布	・第三次東大和市男女共同参画推進計画令和3年度年次報告書（推進状況調査報告書）の答申に関する意見のまとめ ・第三次東大和市男女共同参画推進計画 令和3年度推進状況調査票

配布物の確認

副会長挨拶

市民環境部長挨拶

1 審議事項

（1）第三次東大和市男女共同参画推進計画令和3年度年次報告書（推進状況調査報告書）の答申について

事務局：前回、市長より審議会に対し、「第三次東大和市男女共同参画推進計画における令和3年度年次報告書について」諮問がされたことに伴い、本日の審議会から答申に向けて審議していただくこととなりますので、改めてよろしく申し上げます。

本日は、今後作成していく令和3年度の答申の基となる骨子の内容について、御審議していただきたいと考えております。

今回は、令和3年度の計画の施策に関する進捗管理について、事前に委員皆様から、目標ごとに御意見をいただきました。たくさんの御意見をいただき、ありがとうございました。

御意見をまとめたものが、事前送付させていただきました、資料1「第三次東大和市男女共同参画推進計画令和3年度推進状況調査票（年次報告書）の答申に関する意見のまとめ」になります。

資料1を御覧ください。皆様からいただきました御意見を目標・課題ごとに振り分け、まとめさせていただきました。こちらを基に、答申について、目標ごとに御審議していただきたいと考えております。今後作成していく令和3年度の答申の基となりますので、様々な御意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

副会長：ありがとうございました。事務局からの説明が終わりました。

本日は、事務局の説明にもありましたが、今後作成していく令和3年度の答申の基となる骨子の内容について、目標ごとに審議していただきたいと思っております。

まず、目標1「ともに個性と能力を發揮できる社会の実現」について審議します。

資料1「第三次東大和市男女共同参画推進計画令和3年度推進状況調査票（年次報告書）の答申に関する意見のまとめ」を御覧ください。少し時間を取りますので、目標1についての意見を御一

読んでください。

こちらの中で答申に記載したい御意見があればお願いします。また、資料1に記載していない内容でも、答申に記載したい御意見があればお願いします。

委員：前から問題になっている。女性の防災リーダーの育成。もっと育成に力を入れたほうがいい。という今までの流れでありまして、昨今の気候変動による災害等おこっておりますけれども、それに備えていて女性の防災リーダーの育成、女性が参加しやすいような取組みを強化していただければと思う。事前の意見ではちょっと言ってなかったんですけども。全体的に重要なポイントかなと目標1の中ではと思いましたので。

副会長：ページをめくっていただいた(4)課題3 地域活動・意思決定の場への男女共同参画の推進について、㊦女性のニーズを十分に把握して、女性防災リーダーの育成や、参加しやすい地域防災の構築に努める、という記載があります。

委員：失礼しました。それをちょっと強調したかったものですから。よろしくお願いします。

副会長：他にございませんか。

委員：資料の目標1(1)全体についてですが、情報発信の方法の工夫というのは大切だなと思いましたし、SNSでの発信にも力を入れているということでは是非答申に盛り込んではいかがでしょうかと思います。あと、SNSの担当というか、運用は市ではどのようにされているのですか。

事務局：今御質問いただきましたSNSについてはですが、フェイスブック、ツイッター、ラインという形で導入させていただいております。運用についてはルールがありまして、文字数等々決まっております。各主管課が伝えられるものを考えて、そのルールに則って掲載しております。自由に載せられる訳ではありませんが、我々も男女共同参画の冊子ができましたよとか、相談の枠が空いてますよとか、そういった形でSNSに発信をかけております。

委員：それでは、男女共同参画でもどなたか担当の方が随時発信できるという環境なのですね。ありがとうございます。

副会長：他にございますか。

委員：課題2に働く場における男女共同参画の推進とありますね。そこであの、主な事業がほとんど情報提供だけなんです。その事業所の実態把握とかアンケート調査とかしないで、ただ情報提供だけをする。ちょっとこれだと十分じゃない気がすると思うんですが。

委員：確かにその通りだと思います。個別の相談に乗るといのは市役所だと難しいところもあるのかなと思うので、社労士会で無料相談会とか色々やっていますので、そういったところに繋いでいただいて、活用できる補助金だったり、こういうことで頼みたいのけど、みたいなご相談を受けていますので、そういったところに繋いで頂いてもいいのかなと思いました。

副会長：これについて意見のある方いますか。無いようですので、それ以外に目標1について御意見ございますか。

委員：資料1のまとめの(3)ウ「女性の特性」の表現を「乳幼児や女性に配慮した対応」というのは、私の意見ではないんですが良いのではないのでしょうか。事務局はどのようにお考えでしょうか。

事務局：こちらのほうは今、主管課のほうで掲載をしてもらっていますので今、調整をさせてもらっています。委員からも意見をもらったことを主管課に伝え、「乳幼児や女性に配慮した対応」という表現に書き換えることで主管課にも了承を得ておりますので、この表現に書き換えます。

副会長：他に御意見ございますか。

委員：資料2の調査票はとても見やすくなっていて、こちらのほうはありがとうございました。御礼申し上げます。資料1の1ページ目の(2)㊧子育て世代を支える地域力の掘り起こしや支援活動。この地域力というのが私はこれからのキーワードになると思います。前回の令和4年1月21日に出した

答申を改めて確認してみました。今回の調査票に書かれていることと同じようなことというか、結果的に見ても目標数値が30パーセントのところ、29.0パーセントというように目標を下回ったということが書いてあることをまずは認識したんですけれども、今年度の年次報告書の中で重要なキーワードを2つ3つ挙げるとすれば、地域力というのは実際に子育てをしている人だけでなく、シニア世代の方々とか増えていますので、その方々を活用して支援活動をしていくというのは非常に重要だと思いましたが、ここの部分は熱く意見としては載せてほしいなと思いましたが。あとは、今後の課題というところで調査票を改定しますとコロナの関係で出来なかったとか、コロナ過を踏まえた手技研究をしていくという文言が今回多かったんですけども、今ではコロナはゼロであるというのは考えられないというか、with コロナの時代になっておりますので、with コロナ時代にどのようなことをやっていくのかということをもう少し具体的に意見の中に入れていったら良いのではないのかなと思いましたが。

副会長：ありがとうございました。地域力というのは本当に大事だと思っていて、私の意見になるんですけど、子ども2人をこの地域で育ててきて、あんまり地域の方に手助けしたもらった記憶がないなと思って。確かにそうだなと思えます。

委員：5ページの⑩自治会活動への支援ですけれども、私も実際に自治会役員を6年やってきました。確かに交付事業というのはやっていただいてよくわかるんですけど、たまに市報に自治会に参加しませんかというの載せていただいているんですけども、現況は自治会会員も減って役員のなり手もなく大変な思いをしているのは私も目にしているんですね。ですので、何が言いたいかというと、自治会の補助金の交付だけではなくて、もっと自治会勧誘活動の啓発といいますか、そういうのをやっていただかないともっと深刻な状況になってくるんじゃないか、要するに地域が過疎化しているというか、疎遠になってしまっているの、地域がみんなで助け合うという意味でも、ぜひとも自治会の活動が活発になるように、その点にも市には力を入れていただきたいなと思えます。

副会長：ありがとうございます。他に御意見ございますか。だいたい目標1に関する御意見は出たでしょうか。では、この中で、答申に関する意見を決めたいと思えます。特にここを答申の骨子としたいという御意見ございますでしょうか。

事前にいただいた意見ですと、保育事業に関する事とか、日本一子育てがしやすい街づくりといったところに御意見が結構出ているんですが、まずはここに重きを置くというのどうでしょうか。あとは先ほど、地域力のことや自治会のこと御意見として出ました。

委員：軸となるというお話はなんですけれども、DVですね。今までずっと被害者の視点でやってきた訳ですよね。

副会長：すみません。それ、目標2ですよ。今回は目標1です。

委員：失礼しました。

副会長：今回は目標1についてまででよろしくお願ひします。あと、防災リーダーの育成という話も出たんですけども、それについても盛り込んだほうが良いですかね。

委員：女性の防災リーダーの育成は全体会議でも出ておりましたので、これは一つの核にはなるかと思えます。それからもう一つ全般的なんですけれども、先ほど出た SNS とか情報発信ですね。市役所として色々とおられるんですけども、非常に良いことなんでそれを一人でも多くの市民に発信できるような工夫、皆さんが目にするようなね。

委員：ここで発言すべきか迷ってたんですけど、やはり施策的にも、若い世代と高齢の方の施策が中心になっていて、働く世代も入っていますがどうしても中抜け世代になっていて、その中抜けになっている人たちはどうやって地域の中にカジュアルに入っていくか、参画してもらおうかというのがすごく大切なんだろうなと思っていて、SNS というお話も出ましたけれども、特別なことをしてるってことな

く色々な世代を引き込めるような、気楽にアクセスするというところに力を注いでいただけると良いのかなと思いました。

副会長：ありがとうございます。それでは SNS の活用ってことも骨子に盛り込むということでもよろしいでしょうか。

事務局：いま御意見いただいた SNS の活用や with コロナといったことは目標 1 だけじゃなくこの計画全体にかかる内容になるのかなと、いままでの話しをお聞きして感じています。目標 1・2・3 とあって例えば、はじめに、や、おわりに、の部分なら時事ネタというか、with コロナに向けて、とか全体的に言えるので、はじめに、や、おわりに、に入れ込んで、目標 1 には防災リーダーの育成や地域力の向上といったより具体的な内容を盛り込んだ方がより審議会として応えていく力としてはより強くなるのでは。もし皆さまがよろしければ、はじめに、や、おわりに、を全体的にして目標はより具体的なものにしては、という提案です。

副会長：いまの提案についてはどうでしょうか。

委員：全体的な話しで言うと、SDG s のジェンダー平等。これも市報の 1 面に載ってましたね。これも大事なことなので全体的な話しの部分で語っていただければ。是非。今そういう流れになってますんで。よろしくをお願いします。

副会長：全体の部分に盛り込むこととしてジェンダー平等というキーワードが出てきましたけれども、他に盛り込みたいキーワードはございますでしょうか。

委員：教えて欲しいんですけども、色々な相談窓口がありますよね。各種の。市民としてどこにというのが、ピンポイントで行くのが難しいんですけども、例えば医者で言えば総合内科のような、分からない人はまずそこに行くというような、病院によってはそういう振り分けるシステムがあるんですが、市役所の中で相談窓口を一本化してまずはそこに行くというような、そういうのはあるんですか。

事務局：実際は各主管課が色々な相談をしてるんですけども、一番総合窓口に近いのが 4 階にある市民相談窓口になります。秘書広報課の中にあるんですが、そこが一番近いのかなと。そこに声をかけていただくと、そういった案件であればこの課に、法律相談ですよ、とか。振り分けてくれるかなと思います。ただ、いま委員がおっしゃられたように、総合窓口とか総合相談窓口みたいには掲げていないので、そこに行けば、というふうにはなかなかないかなと思ってはいます。

委員：いま御説明されたことを市民が認知していればいいんですけども、どこに相談すればいいのかなという声を聞いたことがあるので。いま、おっしゃったような市民相談窓口を市民が認知すれば。全体の話しで載せられればとちょっと思ったので。以上です。

事務局：今、載せられるものではないんですが、例えば、男女共同参画の相談窓口に来た方がちょっとこの相談じゃないなとなると、うちじゃないですよ、ではなく関係機関に繋ぐようにやってはいます。

副会長：他に御意見ございますか。それでは、いま出たようなことを骨子とすることで御異議ないでしょうか。

委員：まずは軸を決めて、それから意見すればいいのではないのでしょうか。

事務局：なぜ骨子を決めていただくのかというと、その骨子を基に、その軸を基に、我々が勝手には作れないので、審議会の皆さんがこれを入れて欲しいというのをを出していただくと大変助かります。いまお話しに出ていた with コロナだったり情報発信だったり SDG s だったりというのは、目標 1 ではなく、はじめに、のところで文言として使わせてもらおうと思っていますので、目標 1 のほうで例えば防災リーダーのことを入れてもらいたい、地域の掘り起こしのことを入れてもらいたい、ということを決めていただくと我々も案文を作れるので、そのキーワードを頂けると大変助かります。

そこからまたブラッシュアップを次回皆さんにさせていただくような形になるので。まずはその叩く文を作りたいと考えておりますので御意見をいただけるとありがたいです。

副会長：まずは叩き台ということで、よろしいでしょうか。

事務局：そうしましたらキーワードは「女性防災リーダー」「世代を支える地域力の掘り起こし」ですかね。

委員：「日本一子育てしやすいまち」というのも良いと思いました。

事務局：それでは「日本一子育てしやすいまち」を入れた3つ、ないし、働く女性の意見として情報提供しかできていないので、もっと工夫できるよね、といった4つですかね。御意見いただいているのはこちらへんだと思いますが、その3つないし4つを軸に、ということでもいいですかね。

委員：自治会はどうですか。

事務局：ではそれを含めたものを軸にさせていただきたいと思います。

副会長：よろしいでしょうか。

委員：日本一子育てしやすいまちづくりという話しがございましたが、ランキング的には2017年に3位になって、それから2018年に18位になって、2019・2020・2021年は50位ランク外になっているということなので、もっとも重要というよりも、前回、市長がおっしゃっていた宣言都市である東大和市では、ぐらいに落ちたほうが良いのではないかなというふうに思いました。

副会長：今の御意見に対し、他に御意見ございますか。

委員：日本一という基準がどんどん上がってきていて、今落ちている状況なので、それであれば、前回私たちに語り掛けてくれた市長の言葉を取り入れたほうが良いんじゃないかなと思いました。

委員：それを降ろしちゃうとどんどん落ちるだけです。

委員：共同参画って目標じゃなくて、主だと思うんですけど、それは何かというと東大和は日本一子育てのしやすいまちにしたいよって目標があって、その一つ的手段として男女共同参画だよ。というわけで私は降ろさなくて良いと思います。子育てしやすいためには、やっぱり女性ばかりに頼らないとか、年寄りも若者も一番大変な真ん中の世代もみんな、まさに地域で。だからまさに今日他の委員さんが言った地域力ってすごく大切なんだあって。私は繰り返しますが、全然参加してこなかった。東大和には寝に帰るだけだったので。だから反省を込めて。他の委員さんがおっしゃったように、若者と年寄りは時間もできてから。だけど確かに一番大変な世代って関心はないってことはないですけど、なかなかそんな手が回らないし。そうなんだと改めて認識しているところですけども。

副会長：日本一子育てしやすいまちづくり、という文言を盛り込む盛り込まないという意見もありましたけれども。

委員：日本一子育てしやすいまちづくりを東大和市が目標としているのは事実ですので、その言葉を使っても良いんじゃないかなとは思いますが、あとは表現方法ではないかと思しますので、叩き台が出てきてから、このほうが良いんじゃないか、とか議論になるのだと思います。今この場で、この言葉は止めた方がいいとか、そこまではっきりとさせることはないんじゃないかなと思います。

副会長：御意見ありがとうございます。多くの方が今うなずいてらっしゃったので、そうなのかなあと思うんですけども、他に御意見ございますか。では目標1につきまして、事務局のほう大丈夫ですか。

事務局：御意見ありがとうございました。今、令和4年の4月から始まった東大和の計画、かがやきプランのほうでも、日本一子育てしやすいまちづくりとか地域力といったことは市の重要施策として確か目標で挙がっていたと思いますので、そこも確認しながら、入れ込む形で一回作ってみて、皆さまに見ていただけたらと思います。確かにランク的にはおっしゃるように下がってきていて、苦しんでいるところでもありますけれども、また盛り返していけるような形になればと思っています。

副会長：よろしいですか。

次に「目標2 互いの人権を尊重できる環境づくり」について審議します。審議に入る前に、目標2については委員の方から事前に御質問を頂いておりますので、事務局から説明をお願いします。事務局：目標2の資料1、3ページ目の上から3段目、㊦を御覧になっていただければと思います。目標2の課題1、配偶者等からの暴力の防止に関してですね、御質問を頂いております。㊦の部分の、平成31年度年次報告書 審議会からの答申で、「配偶者暴力相談支援センター」の整備検討について記載があるが検討状況はどうなっているのでしょうか、という形で御質問を頂きました。こちらにつきましてですね、事務局のほうから説明させて頂ければと思います。

東京都の配偶者暴力相談支援センターの設置状況ですが、皆さんの前の第八次審議会の方々には御説明させて頂いたんですが、第九次になってから御説明をしていなかったのが改めて御説明させて頂ければと思っています。現状でお話をさせて頂きますと、令和4年5月20日現在において、都内23区内では18の区で配偶者暴力相談支援センターを設置しています。市町村では、残念ながら一つも設置がございません。実際のところ当市のほうでも場所の問題や人員の問題があり、市単独での設置はなかなか難しいと考えております。東京都との打ち合わせの際に多摩地区の広域で設置の検討を要望しているところでございます。また、平成31年度の答申でありますように保護体制につきましては東京都や警察署と連携を取れる体制は整えております。今後も引き続き、情報収集および情報公開に努めていきたいと考えています。こちらが、検討状況ということで御説明させていただきました。以上になります。

副会長：事務局からの説明が終わりました。それでは、「目標2 互いの人権を尊重できる環境づくり」について審議します。

資料1、第三次東大和市男女共同参画推進計画令和3年度推進状況調査票、年次報告書の答申に関する意見のまとめを御覧ください。少しお時間を取りますので、目標2についての御意見を御一読ください。この中で答申に記載したい御意見がございましたらよろしく御願います。

また、資料1に記載していない内容でも、答申に記載したい場合は御意見お願いします。

委員：目標2なんですけれども、さきほど言いかけた(2)㊦ DVはこれまでずっと被害者に対してずっと施策をやったんですけれども、片方には加害者がいる訳です。民間は加害者に対する対策もずっとやっているということで、市のほうでも加害者を対象にした調査とか研究を進めていくのも重要じゃないかと思うんですよ。被害者だけだと片手落ちのような。加害者もいる訳ですから。その辺をよろしく御願います。それから㊦のほうで高校生を対象にしたデートDVの定義とありますが、小中学生は市のほうで出来ますけれども、高校生は市のほうでできるのでしょうか。教えてもらえると助かります。

副会長：事務局のほうからお願いします。

事務局：高校生への周知啓発ってことですか。

委員：そうです。

事務局：市として、都立高校でしたらデートDVとかは東京都のほうからも情報提供を頂いていて、それに基づいて我々のほうも啓発をしているので、東京都のほうから都立高校へ情報提供をするのとあわせて、資料1にも書かれてますとおり、市のほうでもパネル展を市役所で開催して広く周知を図っているところです。都立高校でしたら東京都と我々が協力してやっていくことも可能かと思えます。また、ここには無いんですが、令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられたところでして、我々は消費生活センターも管轄しているんですが、その相談員が成年年齢引き下げのチラシを作りまして、市内の都立高校2校の生徒に配ってほしいということで、連携を図って高校生にチラシをお配りしたということもありますので、連携を図れないことはないと思います。

委員：それから、さきほど事務局から支援センターの御説明があったんですけれども、できれば一回目の

時に、去年意見が出たときにまとめた訳ですから一回目の時に、皆さんから意見が出たらこういう風にまとめましたと説明があれば、わざわざ質問が出てこないんですよ。最後の質問もそうですよね。事前に事務局が前回の答申について、これはこういう風に対応しましたと言ってくざればわざわざここに質問がでてこない訳ですよ。ですので、なかなかやりにくい部分はあると思いますけれどもできれば最初に経過の説明があったほうが親切かなと思います。

委員：配暴センターの件を質問したのは私なんですけど、色んな事業をやっていくのは計画のPDCAサイクルに基づいてやっていくものと思うんですけども、答申が出たら、その答申を踏まえて市役所の方々は事業を行っていると思うんですね。それで、答申の中で、配暴センターの整備を検討してくださいと答申が出ていて、それについてどういう検討をしたのかというのが、この一節の中に書かれるべきじゃないかなと私は思ったんですね。市も予算があったり他の事業とのプライオリティがあるので、この答申に書かれたことが全て実現できるものとは思っていません。ただ、会長から市長に対して答申を出してる訳ですから、そのことについてどのような検討が行われて、でも実現に至らなかったということが、例えばこの事業実績に書かれていると、ちゃんと答申を踏まえて事業を行って、実現には至らなかったんだと、そういうのがわかると思うので、そういう記載ができないのかなと思った次第です。何か書けない事情があるのかなと。それからデートDVに関してなんですけど、市役所のロビーで開催して、果たして若年層が見るのかなと。例えば、パネル展を例えば東大和高校の場所を借りて開催させていただくとか、本当に高校生に伝わるようなやり方ができないのかなということも思いました。それからこないだ事件がありましたよね。位置情報アプリか何かで犯人が電車にはねられてしまった事件。あれも気軽に公開してしまって、それでプライバシーが侵害されて、ずっと見張られちゃうなんてみたいなことになっちゃうじゃないですか。デートDVでもそういうことがないようにするってことも教えられるんじゃないかなって思うんですね。だからぜひ高校生たちに、人を拘束しちゃいけないんだよって、いくら愛し合っていても、好きであっても拘束しちゃいけないんだよってことを、指導できるような、それを何人の子が見てくれるかはわからないですけども、それでも一人でも二人でもそのことに気づいてくれるほうが良いので、市役所のロビーで、というのが非常に疑問に感じています。以上です。

副会長：今のことに関して補足をお願いします。

事務局：我々のほうもただただロビーでやっていたということではなく、デートDV、中学生や高校生にあると思うんですけども、先生もそうなんですけれども、親にそういう実態があるのを知ってもらうという狙いもありまして、そういう親世代に知ってもらうことで、成年年齢もそうですしデートDVもそうですし、もしかしたら異変に気付けるとか。本人がなかなか言い出しにくい、本人が知っていても言い出せない場合もあるのかなとと思っています。なかなか連携と言いますか、場所が取れないこともありまして、それでもどうにか親世代や上の世代に知ってもらうことで伝わることもあるかなと。今回はロビーでやらせていただいたと。色々な御意見を頂きながら、活動を広げていくために協力等々していきたいなど。ただやっているのはなく、狙いを持ってやらせてもらっています。補足説明させて頂きました。もう一個ですね、さきほど委員の方からお話の出た配暴センター、実は平成31年度の青い表紙の物に配暴センターの検討状況はどうなっていますかという形になっておりまして、令和2年度の緑色のところの20ページの33番の事業に整備の検討という項目がありまして、評価の理由のところ機能の整備の検討には至らなかったが相談者の安全に配慮し、とあり、毎年代わり映えがしないと言われるとあれですけども、状況的なことは書かせて頂いております。状況報告です。現状としては市単独では配暴センターを作るのは難しいところであると思っています。引き続き東京都のほうへ、多摩広域で作って欲しくないかと要望していきたいと思っています。

委員：翌年度には反映できたってことなんですね。

事務局：反映できたってことです。

副会長：他に何か御意見ございますか。

委員：他の委員と意見が関係する部分もあるんですけども、学校教育の中で中学生や高校生にもっとこういったことに親しみを持ってもらうことがもっと重要だと思うんですが、例えば市役所で展示したものを中学や高校の家庭科や社会科の先生に貸し出すとか、何かそういうような連携が取れたらいいなと思います。先生たちも凄くお忙しいので教題研究とかする時間もなくて、本当は他にも知りたいこととかあるのに出来ないと思うので、魅力的なコンテンツなんだと思います。そういった連携を今後ということなんですけれども、させて頂けたらいいなと思いました。そしてもう一点別の事なんですけど、生活困窮者への自立支援という、2(3)「課題2 配慮が必要な人への支援」についてということなんですけれども、実はこれ、男女共同参画だけではなく他のところともリンクしているところではありますよね。なので他の部署との連携という観点からも、相談体制をさらに充実できないかなと、さらに男女共同参画の視点に基づいたところでの関わりというのをさらに探って頂けないかなと思います。

副会長：ありがとうございます。

委員：ちょっと質問なんですけれども、他の委員の意見にあった加害者に対する施策というところなんですけれども、私まだ勉強不足なんですけど、世の中ではどのようなイメージなのでしょうか。

副会長：委員、補足をお願いします。

委員：DVというのは要するに被害者と加害者がいる訳ですよ。一般的に。それで、被害者に焦点を当てて今までずっと施策を実施してきた訳です。それで加害者の、なんて言うんですかね、覚醒剤の訓練をする場と同じように、被害を加えないように訓練する場所が民間にあるらしいんですよ。それでそういう人を無くす人もいるらしいんですね。そういう面でやはり相手のことを知る、加害者のことを知るということで、政府・厚生労働省もそれに力を入れてくるということで。やはり被害者だけでは片手落ちじゃないかなって、やっぱり被害者と加害者がいるから両方対策を練っていかないと、対策としては不十分じゃないかなと思います。

副会長：ありがとうございます。

委員：今の件ですけれども、加害者の関係って市役所で出来ますか。やっぱり加害者は警察が主となってやっているんですよ。片手落ちって言ってますけれども、視点が若干違うので、フォローするというのが市役所で、被害者のね。ある程度の施策はできるかもしれませんが。加害者に対する施策を市役所が考えるっていうのは、非常に難しい気がします。警察と連携を取るぐらいしかないと思いますけれども。警察を主体として施策をやっている訳ですよ。警察から、例えば薬物の関係でしたら口頭で更生するとかね。そういう話しになってるんですけども、さきほど聞いてて果たして市役所で施策ができるか、どこまで出来るか疑問に思っています。市役所に何が出来るのかと、お聞きしたいです。

事務局：確かに非常に難しいのかなと思っています。ただ現状で市としましては加害者を作らないというところで、暴力とはこういうことが人権侵害に当たる、例えば暴力って普通に殴る、蹴るという暴力だけではなく、金銭を渡さないとか、例えば拉致監禁するとか、言葉の暴力とか、色々な暴力がありますので、そういったものを正しく認識してもらう周知・啓発をさせて頂いております。知って頂くことで認識がなかった、これが暴力に当たるって認識がなかったってことを感じて頂くことで加害者にならないような形、きれいごとになっちゃうかもしれませんが、そういった形で暴力の正しい認識、暴力ってこういうことだと認識してもらうような啓発を通じて、結果として加害者を作らないことに繋がっていけばいいのかな、という形でやっていますので、例えばその加害者を更生するプログラム

だとかは、今、委員がおっしゃったように市ではなかなか難しいのかなと思っております。以上です。

委員：加害者の問題っていうのは私も調べた訳ではないし、自然とそう思う訳ですよ。だから、調査・研究って欄がありますよね。そこで加害者のことを調査・研究して、それでどうなんだっていうふうに。ただよくわからないことを議論してもね。だから国がどういうふうにやっているのか、都がやっているのかというのを把握してもらって、それでお答えしてもらったほうが良いと思うんですね。私もただ、加害者もいるんだなと思ったわけでそういう質問をさせてもらったので、もう少し調査研究されたほうがいいのかと思います。それでないと前に進まないと思います。

副会長：ありがとうございます。他に御意見ございますか。生活困窮とかヤングケアラーとか、生活困窮者への自立支援という意見が挙がっていますが、これについては他に御意見ございませんでしょうか。

副会長：他に生活困窮について御意見ございますか。特に御意見なければ、次に性的少数者や障害者差別・偏見の解消を目指すのも載っていますが、これについて御意見ございますか。特にないですか。それでは骨子にするものをまとめていきたいと思います。

委員：性的少数者っていうのが最近色々話題になってる訳で、こういうまだ全体像がわかっていないものもありますよね。これも調査対象にしてもらいたいと思いますね。

副会長：調査対象にってことですか。

委員：性的少数者というのを市は把握されているんですか。

事務局：人数とかってことですか。

委員：人数とか、こういうことがあるってこととか。

事務局：そういう意味ではしておりません。何人いるとか、そういうことが逆に差別に繋がるからです。そういった方々が、そういった考え方があるってことでの理解促進を図っているということで、「課題3生涯を通じた健康支援と多様な性の尊重」について理解促進を図っているというところです。なので、そういう人たちを洗い出すこと自体が差別になってしまうので、そこは把握してないですし、これからも調査するつもりはないです。

委員：性的マイノリティっていうのは、働くところでも今はセクハラやパワハラと同じようにというか、次のハラスメントとして、男女間だけでないよっていうのが法律でも定められるようになっていて、実態の把握とは少し違うのかもしれないんですけど、一説では、左利きと同じぐらい、十数人に一人は性的マイノリティだと言われておりますので、教室に入れば何人かいらっしゃる、っていうのが普通というか、実際そういう感じで身近になっているので。43番とか書いて頂いているんですが、ハラスメント研修の中で性的マイノリティについても触れるとか、こういった活動はいいのかなど。男女共同参画の中に性的マイノリティというワードというか、性的少数者って言葉がないとそれが取り残されてしまうのかなと思います。

副会長：御意見ありがとうございます。他に御意見ございますか。

委員：さっき言ったことと重なってしまうかもしれないんですが、(2)㊦のところでDV、生活困窮、ヤングケアラー等々について学校で教えることはできないのか、という御質問があって、実は家庭科や社会科で教える項目に入っているんですね。なので、やっぱり学校教育側と連携していただけないかなど、さきほどの繰り返しになっちゃうんですが、この目標2にあるように互いの人権を学ぶという人権教育というのは学校との連携を強化して頂きたい、ぜひ強調して頂きたいと思いました。以上です。

副会長：ありがとうございます。それでは骨子に取り上げるものとしてもう一度振り返りたいと思います。まず(1)のパネル展示やSNSの活用というのは先ほど出たものと同様ということで、そちらのほうで取りまとめてもらうということはどうでしょうか。それから、DVに関する加害者プログラムの

調査・研究ですが、今までこういった意見が初めて出ました。加害者を対象とした調査・研究を進めてもらうということで、これを骨子に盛り込むということでどうでしょうか。ちょっと首をかしげてる方もおりますけれども、どうでしょうか。骨子には盛り込まなくても、という意見もありますが、どうですか。

委員：暴力の関係は先ほども言ったように、答申に入れて、それを受けて色々な施策ができるのであればそれで良いと思いますが、おそらく難しいと思います。市役所の立場で言うとね。

委員：実態を知りたいというのであれば、その通りなんですけど、本当にやるのがいっぱいあるので、骨子に盛り込むという観点から言うと、いいのかなというのが個人的な感想です。

副会長：とりあえず叩き台として入れてもらって、あとで全体のバランスを見るというのでも良いと思ったんですけど、どうでしょうか。

委員：まだ私ちょっと理解できていないけど、加害者の対策としてどのような対策が取られているかを調査せよということで良いのでしょうか。まだイメージがわいてないんですけど。加害者になりうる人を調べるわけじゃないですか。私、加害者やりますって言う人はいないわけじゃないですか。

委員：先ほど事務局が説明した程度のことしかできないはずですよ。暴力とはこういうものだ、ということを知らしめて、そういうことにならないように情報発信する。できるのはここまででしょう。決めつけることは失礼かもしれないんですけども。

副会長：骨子に盛り込むまでもないという意見と盛り込んだ方が良いという意見がございますが、会長の意見、お願いします。

会長：DVの取り扱いというのはセクハラとかDVの相談窓口を市役所に開いていて、重要な観点だと今までも。ですから、それを色々な形で充実させるということは叩き台に盛り込んで私も良いのかなと個人的に思います。暴力行為というのは、これは警察が出てきましたけれども、刑法に触れる問題なんですよ。すぐに警察に連絡しているケースもあります。だから悪いことは悪いと。市役所が全部、または警察署と連携して、というのなかなか難しいものがあると思います。ですけど重要な問題であることは確かです。

委員：今、会長がおっしゃったように誰が考えても重要だということは変わらないんですけども、この男女共同参画の審議会という中でこれを入れるかという観点からみれば、私は少し弱い、弱いというに変なんですけれども、適切かどうかという、もっと違うことがいくつかあると思うんですよ。市長に対する答申として、それを全面に出すかということですよ。重要性はわかっているんです。この場における、審議会の市長からの諮問に対する答申として、どうかなという気が私はしています。

副会長：ありがとうございます。

委員：この加害者の件については、厚生労働省が取り組んでいるという話なので、事務局に調べてもらっても良いんじゃないですか。国がやっているのに市がそれをやらないのはおかしいというか。

事務局：色々御意見頂いてありがとうございます。委員からもお話がありましたが、審議会として答申を頂くところが相応しいかどうかは事務局では決められないんですけども、最初にお話しをさせて頂いたところなんですけれども、この意見書、また、今日出た意見は必ず庁内で情報共有をします。加害者プログラムということも含めて調査・研究してくださいということであれば、それは我々の部署で調査等々致します。要はそれを、声を大にして市長に対してしてくださいと言うかどうかというところの判断を審議会の皆さんで判断していただいて、調査・研究してくださいと言うべきだということであれば盛り込む、そうでなくて、今、事務局に伝えたから調べた後で報告してくれということであれば、そのように致します。そういう訳で、答申に盛り込む、盛り込まないを皆さんのほうで御判断頂ければと思います。という訳で、調べる、調べないではなく、調査・研究をして下さいという意見は載るので我々としては動きます。そのことだけは報告させて頂きます。あとは、

繰り返しになりますが、審議会のほうで、市として調査・研究すべきだと答申に載せて市長に言うべきかどうかを皆さんには御判断頂きたいと思います。

副会長：ありがとうございます。それでは骨子に載せる・載せないを判断したいと思いますが、いかがでしょうか。

委員：意見が割れるようであれば載せないで良いのではないのでしょうか。ただ、調べてこんな状況ですという報告だけ貰えば良いんじゃないのでしょうか。

副会長：今の意見で皆さん、よろしいでしょうか。はい。それでは次に行きます。高校生を対象にデートDV、DVの定義等の啓発事業の実施というところで、もう少し都立高校と連携を取れないかという御意見がありましたが、これを載せるということではよろしいでしょうか。皆さん、よろしいですね。それから、学校教育の中でさらに連携を図っていくというところで、この辺のキーワードを盛り込んでいきたいと思います。それから、生活困窮者への自立支援というのも骨子に載せるということではよろしいでしょうか。いいですか。載せたほうが良いという方はうなずいてもらえますか。あんまりうなずかれる方がいないですね。

委員：これを書いたのは私かなと思うんですが、今後これは必要というか、ニーズがあるところだと思うんですが、ただ、男女共同参画といったときにはちょっと馴染まない部分もあるのかなと思います。

副会長：では、答申には載せないけれども、担当者、担当部署に伝えれば良いかなという感じでしょうか。

委員：これそのまんまではなくて、色んな所で生活困窮者への支援のセーフティネットみたいなところの連携を高めることを、どこかで入れてもらえればなど。

副会長：相談体制のさらなる拡充とか、この辺りですかね。皆さんどうでしょうか。皆さんうなずいてらっしゃるので、そのあたりで載せるということで進めていきます。それから、性的少数者や障害者の差別・偏見については文言を載せたほうが良いでしょうか。ちょっと首をひねっている方もいらっしゃいます。他のところで意見を載せるという方法もあるんですが、骨子に載せる、載せないの御意見をお願いします。

委員：課題3については何かしら触れたほうが良いと思うんですけども、今ちゃんと意見が出てなくてすみません。課題3を置き去りにしないワードがあれば良いかなと思います。性的少数者だけの話しななかどうか読み込めてなくてすみません。多様性、みたいなワードがあれば良いかなと思います。

事務局：課題3というのは、生涯を通じた健康支援と多様な性の尊重、という課題のワードでなっており、その中の施策の方向性として、性的少数者への理解促進というのが入っているので、今委員がおっしゃったようなワードで言うのであれば、多様性を尊重するために性的少数者への理解促進を引き続きお願いするという形で盛り込むことは可能かと思えます。

副会長：ありがとうございます。それでは叩き台に盛り込んで頂いて、それをまた御検討して頂くということでどうでしょうか。

委員：そもそも男女共同参画で言ってる段階で古いんですよ。ひとりひとり、障害者も含めて尊重していくのが当たり前になってるんです。男女という形で括ってるから。それが私たちが根底に思っていることなんです。

委員：何かしら触れたほうが良いかなと。

委員：まさにダイバーシティですね。男女と言ってるところで古臭いです。

副会長：目標2については以上でよろしいですか。他にございますか。

次に、「目標3 男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備・充実」について、審議します。

審議に入る前に目標3についても事前に委員の方から質問を頂いているので、事務局のほうから御説明をお願いします。

事務局：目標2に続いて目標3についても委員の方から事前に御質問を頂いておりますので、御説明のほ

うをさせていただきます。まずは、最終ページを御覧になって頂ければと思います。一番最後に、『平成31年度年次報告書審議会からの答申で、「男女共同参画を推進する拠点についての議論を開始」する旨の記載があるが、対応状況はどうなっているのでしょうか。』という御質問を頂いております。こちらにつきましても、第八次の審議会の皆さんにはお話しをさせて頂いたんですが、第九次の皆さんにはお話ししていませんでしたので、改めて御説明させていただければなと思います。今、拠点というハードの部分については、当市では公共施設の再編計画というのもあり、公共施設の総面積自体を減らしていこうという流れであります。そういった形で難しい現状があります。ただ、その再編計画の中で施設の統廃合を今後検討していく中で、こういった拠点が入り込める余地があれば我々としても声を上げていきたいと考えております。ただ、以前にもお話しさせて頂いた通り、側だけが機能ではないと思っておりますので、センターにあるべき機能というのを充実させていきたいというのもありまして、令和3年の7月から女性のための法律相談を始めました。こうしたものがセンターに必要な機能だと令和4年度も引き続き機能整備に努めていきたいと思っております。今のところはそういった対応状況になっております。以上です。

副会長：事務局からの説明が終わりました。それでは「目標3 男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備・充実」について、審議します。

資料1「第三次東大和市男女共同参画推進計画令和3年度推進状況調査票（年次報告書）の答申に関する意見のまとめ」を御覧ください。この中で答申に載せたい意見があればお願いします。

また、資料1に無い意見でも答申に載せたい意見があればお願いします。

委員：推進状況調査票の14ページの(3) 審議会等政策決定過程への男女共同参画の推進なんですけれども、委員会の総数が44ですね。44のうち、女性がいる委員会の数が37、残りの7委員会は誰も女性がいらないんですね。どうしてそうなのか疑問に感じます。なんでいないんだということになっちゃうんで、事情がわかればと思います。それから(2) 女性職員の活躍推進なんですけれども、特定事業主行動計画という説明を私は一度も聞いたことがなかったんですが、特定事業主行動計画とは何なのか、また、管理職における女性の割合を14%以上にするとの目標です。委員会における女性の割合の目標は40%なんです。これはかなり低いんですけれども、この40%と14%ではかなりの差があるんですけれども、これは特別な事情があるんですか。30%とかもっとあっても良いような気がするんですが、なぜ14%なのか、その辺のことをお聞きしたいんですが。

副会長：御質問についても事前の意見を求めたところで記入されても良かったと思うんですが、次回から。審議会の進行としてスムーズにいくかと思います。できれば事前に御質問頂きたいと思います。今の御質問について事務局からお願いします。

事務局：市役所が、東大和市と教育委員会という行政機関が事業主ということで、女性の職業生活における活躍の推進ということを目標として掲げている計画です。私が以前、この計画の策定に携わったときは目標が14%よりも低かったんですが、実績に基づいて、これ以上じゃなきゃダメというのはなくて、今の市の現状からプラスアルファという形で目標を定め、現在の目標では令和6年度末までに14%という数値を立ててやっているということだと思います。なので、14%が低いということであれば、それは今の女性の管理職の割合が低い現状があるのだと思います。すみません、ちょっとお答えになってないかもしれないですけども。

委員：今の件ですけども、やはり市役所の職員の男女の構成がないと議論できないと思います。例えば、男女の比率が入庁時から50：50ならば先ほどの議論になるのですが、14%というのは母数が分からなければ議論ができないと思います。審議会のほうは40%じゃなくて最初から50%が目標でいいと思うんですよ、本来。審議会のほうは計画の中でやらなくてもすぐにやれる話なんです。ここは象徴的にすぐに1位ですよ、とPRできるんですよ。やろうと思えばすぐにできる話なんです。

オリンピックの委員会のようにパッとやろうと思えばすぐにはできるのが審議会。それから市役所の管理職はすぐにはできるものじゃないですよ。男女比とか、係長とか、課長補佐、その辺の構成を見ないと議論できないということです。以上です。

副会長：他に御意見ございますか。

事務局：先ほど委員からありました課題3(2)ですけれども、実施状況、右のほうを見ていただければ参考ということで市職員数が460人、カッコ内に男性293人、女性167人という形の構成になっております。率にすると男性63%、女性が37%、職員の比率でいうとそういう形になっております。ちょうどその上に、管理職の人数と男性・女性の人数が書かれています。こちらを参考にいただければと思います。

副会長：他に御意見ございますか。

委員：載せて頂きたいのは、一番最後に(3)調査研究及び情報収集ってありますよね。その60番なんですけれども、男女共同参画に関する調査研究及び情報収集とありますので、具体的に、やはり先ほどもありましたけれども、加害者がどうのこうのと、色々調べる。要するに、課題を持って調べる情報収集と一般的に調べる情報収集とあって、せっかく男女共同参画に関する調査研究及び情報収集とありますので、もっと積極的に課題があるものについての情報収集をやって頂くという市の姿勢が大事だなと思いました。

副会長：ありがとうございました。他に御意見ございますか。それでは骨子に盛り込むかどうかの観点で目標3を見ていきたいと思っております。課題2男女平等に向けた教育の推進について、男女問わず、全ての人が子どもに関わり・育てる意識を高める「(乳)幼児とのふれあい体験学習」が中・高家庭科で実施されている。生徒が子どもとふれあえる機会設定を支援する等、学校教育とのリンクについて、さらに検討していただきたいという意見を頂いているんですが、答申に盛り込むべきかという点で、何か御意見ございますか。

委員：若い力というのはとても重要ですし、大切だと思うんですけれども、教育との連携は目標3とドンピシャなのでこちらのほうでしっかりと盛り込んで欲しいなと思いました。以上です。

副会長：他に答申に盛り込みたいキーワードはございますか。(乳)幼児とのふれあい体験学習とかはかなり具体的な細かい内容になっていますが。

委員：これは例えばということで具体的な内容になっています。

副会長：やっぱり学校教育とのリンクというのがキーワードとして取り上げるなら大事なところでしょうか。ここは具体的なことは除いて、大きいところで骨子に盛り込むということで、どうでしょうか。次に(2)男女平等に向けた教育の推進で、親ガチャとかキャリア教育とか、奨学金等の情報提供といったあたりは学校教育に含まれるということでもよろしいでしょうか。学校教育と市がもっと連携を取っていくということでいかがでしょうか。では、次ですね。男女共同参画推進計画連絡会議についてですね。たえず本質を追究し、あるべき方向をめざしたい、とありますが、これは答申に盛り込むところでしょうか。

会長：推進計画連絡会議ですね。これの意味っていうのはとても大事だと思います。私たち審議会というのは連絡会議に意見が言えるわけですね。市のほうに要望ができるわけです。この項目はぜひ入れてもらいたいですね。それぞれの部署は昨年程度に書いておけば良いやっと思っただと思うんです。こんな忙しいのになんて意識が低下しがちだと思うんです。役所のシステムからして。担当部署に対して熱っぽく定期的に開催していくことは大事だと思いますし、そういうことを市役所に要望したいっていう意味でね、ぜひどこかに入れてもらいたい。

副会長：御意見ありがとうございました。

委員：連絡会議の先日の資料3を見てみると、職員同士で結構厳しい意見や評価が出てて、審議会より厳

しいなと感じます。連絡会議の評価と我々審議会の評価の2つをどのように取り入れていくのか、そこらへんがちょっとよく分からないですね。連絡会議の評価と審議会の評価を同じように取り入れていくってことですか。

事務局：前回も少しお話しさせて頂いたんですけども、各主管課の担当部署が自分たちの事業の評価をし、それを課題ごとに連絡会議で評価をして頂いております。担当部署の個々の評価、及び連絡会議の評価を踏まえて、審議会の皆様には目標ごとに評価をして頂いて、答申をして頂くという流れになっていきます。審議会の皆様には担当部署の評価、連絡会議の評価を踏まえて、目標ごとに評価をして答申を頂くという形になります。位置づけとしてはそうなります。以上です。

副会長：委員、今の答えでよろしいでしょうか。会長から御意見がありましたとおりに、連絡会議について引き続き内容の充実した会議開催を期待しますといった文言を骨子に盛り込むということでしょうか。よろしいですか。では次に、政策決定に参画できる女性管理職の割合や、審議会等の女性委員の割合、このあたりは重要なので骨子に載せるということでしょうか。

委員：審議会等の女性委員の割合については、ぜひ地域振興課にリーダーシップを握ってもらって、指導性のある改善を各主管課に指示やアドバイスを。やはりその担当部署だけではどうにもしようがない壁があるような気がするんです。例えばあて職とか構造的な問題もあるので、そういうものは地域振興課で課題に取り組んでいくような形でやれば、さらに前進していくのではないかと思いますがいかがですか。

事務局：おっしゃる通りだと思います。地域振興課のほうで、各部署が委員の改正の時期になりますと、地域振興課長のほうから担当部署に直接話しに行っていますし、市民環境部のほうで、いくつか審議会をもっておりますので、そこについては部として、なるべく委員が代わる時には女性が入るように働きかけている状況です。4月に組織改正があって今までの市民部と環境部が合体して6つの課で構成されていまして、今まで地域振興課と関りが少なかった部署と一緒にしておりますので、地域振興課と同じ部になったということで、改めて男女共同参画の視点を持ってもらうということで、委員の改選がある時はなるべく女性が入るよう働きかけていきたいと思っております。また、市長や副市長も女性の委員の割合を、なかなか同数は難しいですけども、やっぱりここは女性が入ってないよね、女性が入った方が良いよねと、審議会の委員に限らず、そういったお話を事あるごとに頂いておりますので、かといって男性だけのところに女性をとというのが確かに進んでいないところもありますけれども、意識としては皆さん高まってきているのではないかと思います。ですので、引き続き努力はしていきたいと思っております。

委員：先ほど言いましたけれども、女性の委員のいない委員会が7つありますよね。これをぜひ少しずつ解消にむけてよろしくお願ひします。

委員：ここは私も昨年具体的な数字をうかがったところなんですけれども、数字が出ていてつつい遊ばれちゃうんですけども、私たちの立場で言った方が良いのなら、要はいつまでにどうやって40%にした方が良くて計画を出してくださいと言った方が良いのなら言いますし、今事務局がおっしゃったようになるべく増やすように頑張りますじゃわかりづらいじゃないですか。それだったら、私たちがいつまでに達成するかを、それが2030年なのか2035年なのかはわかりませんが、この計画は10年計画ですよ。だからそれまでにはやるよ、とかそういうのを教えてくださいって私たちがお願いすれば良いのだったらそうすれば良いんじゃないでしょうか。逆に出来ない理由があるんだって言うってください。ハッキリしたことを言う人がいるんならそう言えば良いし、そのような人がいるんなら私たちがその人に対してどうすればいいか議論すれば良いし。

委員：その点については私が最後から2番目に書いているんですが、時間をかけて達成を待つのではなく、委員の選任方法を検討して早急に達成する必要があると思います。年度を区切っていつまでにやって

くださいとするのも一つの手ではないかと思えます。

委員：改選期がいついつなので、ここで具体的にこうして改選するとか、全部出してくださいとか。

委員：次期委員の見直しの時にはこの目標に近づけてください、とかそういう言い方にするとか。

副会長：事務局から何かありますか。

事務局：計画の中にあるものですので、そこは達成を目指す、達成をすべき目標であると思っております。

ただ、1ついえるのは男性だからやってもらっている、女性だからやってもらっているというよりも、この人だから委員を続けてもらっているというケースも中にはあると思うんです。それがたまたま男性だったとか、たまたま女性が少ないとか、それは審議会によって事情があると思うので、人数だけ40%を目指してくれとは、事務局としてもなかなか踏み込めないところでもあります。ただ、計画としては出しておりますので、そこは目標として引き続きお願いし続けてまいります。

副会長：骨子に盛り込む内容としては、もう少し具体的な時期を盛り込んだ方が良いという意見を頂いておりますがいかがでしょうか。いつまでに〇パーセントとか。御意見ある方お願いいたします。

委員：いつまでに、というのは委員の任期もあって難しいので、さっき私がちょっと言ったようにその委員の改選の時にやってください、という言い方なら出来ると思います。途中では出来なくても。

委員：各委員会が今ゼロならゼロ、20なら20ですが、40にはいつまでにどうやってするって目標を出してもらうのは、一番簡単なのでは。あるいは出来ない理由は何なのか。

委員：たくさんの委員会があって、任期があるわけです。4年任期のところもあるし1年任期のところもある。その任期の時に互選する訳ですね。そこをターゲットにしないと、途中では出来ないの。そういう書き方にしたらどうかと。

委員：各委員会によって違う訳ですけども、毎年毎年7つはダメだと言ってるよりは、それよりは計画通りやる方がいいと思います。それが令和10年なのか、8年になのかによって違うとは思いますが。だからこの委員会はまだ改選じゃないからいいよね、と我々がわかっていたら。

委員：委員改選の時はこの答申を尊重すべき、とか。何か書き方があると思うんですが。それからもう一つ良いですか。全体的に、いま議論してるのは主たる事業、男女共同参画事業ですが、主たる事業と関連する事業があるわけです。だから、メリハリをつけるとしたら主たる事業、男女共同参画の主たる事業のほうに軸足を置いて答申を作られたらどうでしょうか。

副会長：この審議会についての骨子に盛り込む内容についてもう一度まとめたんですが、今までも答申に盛り込んでいましたが、もう一步踏み込んで改選の時期とか、委員会ごとに目標数値を出してもらうとか、もうちょっと踏み込んだ文言にしてもらうっていうのはどうでしょうか。

委員：骨子って今一つ理解できてないんですけども、この55番って骨子でもなんでもなくて、1つのパートで、メインでもなんでもない気がするんですが。

副会長：骨子っていうのは答申に盛り込むものとして、審議会が強く言いたいこと。文章として残した方がより明確になる。やはり文章として載せる載せないっていうのは大事じゃないかなと思います。

事務局：骨子っていうのは皆様が市に対して答申をする際の軸となる、審議会の皆さんが言いたいこと、というものです。

副会長：叩き台は事務局に作ってもらうとして、委員の割合についてはもう少し踏み込んだ表現にして頂くということでもよろしいでしょうか。以上の目標3のところ、他に御意見ありますか。

委員：拠点設置についての文言はどうなるのでしょうか。前回の答申では、『市が事業を推進していくにあたり、その拠点に必要な機能及びあるべき姿について、具体的な検討を進める必要がある』と記載があり、その前の年は、『新たな課題に対応する拠点のあるべき姿について、本格的な議論を開始してください』という文言があります。計画では拠点の在り方を検討していくとなっています。さきほどの御説明ですと、機能の整備ということで法律相談を設置したと。ハードの建設という面では施設の統

廃合を検討している中で非常に難しいということですが、そうなるとうどうしたいのかというところなんですけれども、計画の中では拠点の在り方を検討するとなっているので、毎年毎年答申の中で拠点の整備について書いていて、何か先が見えないというか。毎回毎回言っていて、どういう検討をどういうふうにしたのか、どういう場所でどういう検討をしたのかどうい結果になったのか、報告が審議会に宛ててはたないですよね。本当であればハードの建設は難しいから新たな拠点を作るのは難しい。だからこういう機能を作っていきたい、機能についての検討を、例えばどこかの場でこういう検討をして、今年度はここまでできた。次の年はここまでやっていくんだ、というアクションプランみたいなものがあると、毎年のように答申に拠点どうしたって話しは出ないと思うんですよ。その点の報告みたいなのがあるとありがたいかなと思います。あるいは、今回の答申に計画的に検討してくださいとするか。

副会長：拠点についての検討結果を報告してくださいといった文言で載せることも可能かと思いますが、いかがでしょうか。でもそうすると、全然報告してないみたいな話しになっちゃうかもしれないですけども。

委員：拠点の在り方の検討について、いつまでに何をやるといった計画みたいな具体的なものを提示して欲しいといった文言にするとか。

事務局：今この場で具体的にどうするかってことをお答えするのは難しいですが、今委員からあったようにアクションプランが良いのか、そういったことを踏まえて叩き台をお示しして、このままでいいよとか、これでは弱いよとか。逆にこれを示したときに我々としてはこれぐらいまでしかできませんというお話しができればいいかなと思います。今いただいた御意見を基に叩き台をお示ししますので、また皆さんに御意見を頂いていければと思います。

副会長：それでは叩き台を作って頂くということでよろしいでしょうか。

委員：15ページの56なんですけれども、上の段の人権・共同参画係を設置したということですね、今までは消費係と一緒にだったので、前進していると思います。ですけど、やはり組織の横断的な視点で男女共同参画を進める上では、やはり見える化というか、人権・共同参画課にした方が良く。事務局がおっしゃったように施設の統廃合は必要ですが、物事には例外というものがあるって、やはり男女共同参画は今後ますます重要な視点になっていくということで、人権・共同参画係を課にしたいかなと思います。

副会長：事務局からお願いします。

事務局：組織の事なので難しいですが、もし審議会の皆さんの中で組織の中でそういう意見を皆さんがお持ちでしたら、答申に載せることは可能かと思ひます。ただ、我々も力を入れていく中でこうした係の名前になったのかなと思ひますので、声を出し続けていくということが大切ということで審議会の皆さんの御意見ということであれば、そういったことを言って頂くのも良いかなと思ひます。我々のほうでできます、できませんとお答えすることは難しいかなと思ひます。

副会長：委員のおっしゃった人権・共同参画課の設置について骨子に盛り込むかについてはどう思ひますか。

委員：今までずっとこの議論はしてきてて、答申に載せてるんですよ。予算がつかないと難しいと思ひますよ。課の統合とか、課にするとか、全体の優先順位がありますので、委員のおっしゃった人権・共同参画課は相当順位が低いと思ひますよ。申し訳ないけど。私の直感としてね。優先順位が他にいっぱいありますのでね。それだけでなく市役所は今事業の統廃合をしていますからね。逆の方向に向かっていますからね。お金がかかる事業や、新規事業については非常に難しい。だけど、この審議会ですべて言ってきたことなんです。だからずっと載せ続けて、先ほど事務局がおっしゃったように載せ続け

るのも大事では。

副会長：叩き台には載せるという方向でよろしいですか。それで次回、また検討するというので。よろしいですかね。

委員：入れたら良いんじゃないですかね。

副会長：時間もせまっています。他に何か御意見ございますか。

委員：東大和市役所では今、在宅勤務とかりモートワークとかやっているんですか。

事務局：試行的にですが始めているところです。まだ本格的にはないです。

委員：なんでこの質問をしたかという、この働き方というのが男女共同参画のキーとなると思ったからです。女性の働き方とか。私の会社もこんなにできるとは思ってなかったんですが、やっぱり子育て中の方は在宅勤務とか柔軟に働けるのは重要なキーワードになるかなと。

副会長：お時間も差し迫っておりますので、他に御意見御質問ございましたら事務局のほうにおっしゃって頂きたいと思います。皆さん、御意見ありがとうございました。それでは事務局は審議会の本日の意見をまとめて頂き、事前に御提示ください。

2 連絡事項

(1) 次回審議会の開催予定について

日時：令和4年10月20日（木）午後7時～

場所：市役所 会議棟1階 第1会議室

会長：以上をもちまして、本日の議題が全て終了いたしました。これをもちまして、第6回第九次東大和市男女共同参画推進審議会を終了いたします。長い間お疲れ様でした。